

港にぎわい公園づくり基本方針改定支援業務委託採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)			
候補者名			記入者

1 基本事項の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	事業者概要及び業務実績 【様式4】 ※事務局採点	事業者は、平成28年度から令和2年度までの5年間に、公園等整備に関する類似計画の策定業務の実績があるか。 【採点の考え方】 (5件以上)5点 / (4件)4点 / (3件)3点 / (1~2件)2点 / (0件)1点						×3		15
(2)	業務従事予定者の経歴及び専任性 (主たる業務従事予定者) 【様式5】 ※事務局採点	・主たる業務従事予定者は、職務の遂行に必要な経歴等を有しているか。 【採点の考え方】 (13~15pt)5点 / (10~12pt)4点 / (7~9pt)3点 / (4~6pt)2点 / (~3pt)1点 ①実務経験年数 (11年以上)5pt / (8~10年)4pt / (5~7年)3pt / (2~4年)2pt / (1年)1pt ②専門技術力(公園等整備に関する類似計画の策定業務の実績) (5件以上)5pt / (4件)4pt / (3件)3pt / (2件)2pt / (1件)1pt ③専任性(手持ち業務件数) (0件)5pt / (1件)4pt / (2件)3pt / (3件)2pt / (4件以上)1pt						×5		25
(3)	業務従事予定者の経歴及び専任性 (主たる業務従事予定者の次に本業務に従事する割合が多い担当者) 【様式5】 ※事務局採点	・主たる業務従事予定者の次に本業務に従事する割合が多い担当者は、職務の遂行に必要な経歴等を有しているか。 【採点の考え方】 (13~15pt)5点 / (10~12pt)4点 / (7~9pt)3点 / (4~6pt)2点 / (~3pt)1点 ①実務経験年数 (11年以上)5pt / (8~10年)4pt / (5~7年)3pt / (2~4年)2pt / (1年)1pt ②専門技術力(公園等整備に関する類似計画の策定業務の実績) (5件以上)5pt / (4件)4pt / (3件)3pt / (2件)2pt / (1件)1pt ③専任性(手持ち業務件数) (0件)5pt / (1件)4pt / (2件)3pt / (3件)2pt / (4件以上)1pt						×3		15
(4)	業務従事予定者の配置計画、スケジュール(予定担当者又は技術者の動員計画)【様式6】	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制、スケジュールになっているか。						×5		25
2 企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1) 区立公園、児童遊園等のハード面の課題と取組等の提案【様式7】										
ア	課題の抽出と取組の提案	・現行の港にぎわい公園づくり基本方針で掲げている取組を把握しているか ・港区の公園、児童遊園等の特性や現状を把握・分析し、ハード面に関する課題が適切に抽出できているか ・実現性(制度、財政面)のある新たな取組であるか ・国や都の動向、また区の上位計画を踏まえた、新たな取組であるか						×8		40
(2) 区立公園、児童遊園等のソフト面の課題と取組等の提案【様式8】										
ア	課題の抽出と取組の提案	・港区の公園、児童遊園等の特性や現状を把握・分析し、ソフト面に関する課題が適切に抽出できているか ・公園利用者の視点に立った新たな取組であるか ・安全・安心に留意した新たな取組であるか ・区民協働に向けた新たな取組であるか						×8		40
(3) やすらぎともてなしの公衆トイレづくりに向けた課題と取組等の提案【様式9】										
ア	課題の抽出と取組の提案	・現行の港にぎわい公園づくり基本方針で掲げている取組を把握しているか ・区の地域特性やトイレの現状を把握・分析し、課題が適切に抽出できているか ・利用者満足度の向上や財政負担の軽減化につながる新たな取組であるか						×4		20
3 見積額の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	見積価額 ※事務局採点	・参考事業規模に対する見積額により採点 区提示額:7,931,000円 7,534,450円以上 1点 7,137,900円~7,534,449 3点 7,137,899円以下 5点						×2		10
(2)	見積価額	・見積価額及び内訳は仕様書に対して適切であるか。 ・十分な人員配置がされているか。						×2		10
一次審査合計点(1基本事項の評価+2企画提案の評価+3見積額の評価)										200
【加点項目】		ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計(325点)の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加点します。							点数	最高点
ア	区内事業者優遇	・区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点								17
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	・ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点								17
ウ	障害者雇用の評価	・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点								17
エ	環境配慮に対する評価	・ISO14001の認証等に参加している事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点								17
オ	災害協定活動に対する評価	・区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点								17
【加点項目】合計点										85

講評等(ポイントとなった事項など)	